

負担限度額申請について

【負担限度額の要件（すべてを満たすことが必要です）】

- ・世帯全員が市町村民税非課税
- ・別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も市町村民税非課税
- ・預貯金等が一定額以下（下記一覧参照）

※ 非課税年金（遺族年金、障害年金）も収入として見ます。

【不正受給への罰則】

- ・虚偽の申告（失念等を含む）により不正に支給を受けた場合、支給された額の最大2倍の加算金が課されることがあります。

【預貯金等の要件について】

住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）であり、以下の預貯金等の要件を満たしている必要があります。

所得の状況	預貯金等の資産の要件
生活保護受給者	
老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
前年の合計所得金額十年金収入額が80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
前年の合計所得金額十年金収入額が80万円超 120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
前年の合計所得金額十年金収入額が120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

* 第2号被保険者（40歳以上64歳以下の方）は1,000万円以下
(夫婦で2,000万円以下)

【申請に必要なもの】

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 同意書（申請書の裏に付いています）
(*必要に応じて課税状況、所得状況の照会を行う場合があります。)
- ③ 預貯金等の写し *本人・配偶者名義の通帳が全て必要です。
通帳の見開き（口座、名義がわかるページ）と申請日より2ヶ月前までの直近の残高がわかるページの写しを添付してください。
(通帳の写し等は、申請書とあわせてホチキス留めしてください)
*来庁される場合は通帳原本をお持ちください。
*記入もれ・添付もれの場合は、再度ご提出をお願いします。

申請書の記入について

① 配偶者の有無・配偶者がいる場合の所得状況

配偶者の範囲は、基本的には戸籍上の婚姻関係がある方になります。また、次の方も配偶者の範囲に含まれますので該当する場合は「有」とし、課税状況をご確認ください。

- ・住民票上の世帯が異なる方（一方が施設入所・長期別居している等）
- ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の方

② 預貯金等の金額

資産状況確認の為に、ご本人および配偶者の（*①の配偶者がいる場合）以下の資産の金額がわかるものを添付して、金額を記入してください。

預貯金等に含まれるもの	添付書類
預貯金（普通・定期）	すべての通帳の口座残高の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	有価証券や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積立購入を含む）など、時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金（タンス預金）	添付書類は必要ありません
負債（借入金・住宅ローン等） *上記の資産から負債分を差し引くもの	借用証書、残高証明書など (残高がわかるもの)

*通帳の写しには通帳の見開き（口座、名義がわかるページ）と申請日より2ヶ月前までの直近の残高がわかるページの写しを添付してください。

*生命保険・自動車・貴金属（腕時計、宝石など時価評価の把握が困難なもの）・絵画・骨董品などは、預貯金等に含まれません。

③ 同意書について

適切な認定を行うために、官公署、年金保険者、金融機関等に対して、ご本人（配偶者）の課税状況及び資産について報告を求めることがありますので、申請される場合は必ず同意書に記入してください。